

報告第 6 6 号

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日承認

財務部会収税分科会の事務事業調整方針について

財務部会収税分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 5 年 1 2 月 1 8 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第66号

協 議 会 報 告 項 目

財 務 部 会

収税分科会 4-6

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
4 - 6 - 1	市町村税の徴収	5/22			6/5	
4 - 6 - 2	市町村税の収入整理	5/22			6/5	
4 - 6 - 3	月報管理システム(パソコンによる日計集計)	5/22			6/5	
4 - 6 - 4	口座振替(市町村税)	5/22			6/5	
4 - 6 - 5	督促状・催告書の発付(市町村税)	5/22			6/5	
4 - 6 - 6	電算業務(収納)	5/22			6/5	
4 - 6 - 7	督促及び滞納整理(市町村税)	5/22			6/5	
4 - 6 - 8	督促手数料の徴収(市町村税)	5/22			6/5	
4 - 6 - 9	前納報奨金(市町村・県民税、固定資産税・都市計画税)	11/11			11/27	協議会協議項目
4 - 6 - 10	納税思想の高揚及び税務広報	5/22			6/5	
4 - 6 - 11	市税等徴収事務連絡調整会議	5/22			6/5	
4 - 6 - 12	納税貯蓄組合関係補助金等	5/22			6/5	協議会協議項目
4 - 6 - 13	滞納整理経過記録	5/22			6/5	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	収税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 市町村税の徴収	<p>【担当部署】 収税課 ・徴収担当 ・滞納整理担当</p> <p>【担当業務】 (徴収担当) ・滞納整理 ・徴収猶予 ・差押処分及び公売 ・欠損処分 ・納付指導及び調査 に係る業務を分担している。 (滞納整理担当) ・滞納処分の総括・調整 ・大口滞納者への対応及び徴収担当との連携・協力のもと滞納整理を行っている。</p> <p>【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押え(差押え注意、差押え予告、差押え決定) ・1か月3日から4日の休日・夜間納付指導を実施している。</p>	<p>【担当部署】 ・税務課管理徴収係 ・市税収納業務員</p> <p>【担当業務】 (管理徴収係) ・市税の滞納整理 ・徴収猶予 ・差押処分及び公売 ・欠損処分 ・納付指導及び調査 に係る業務を分担している。 (滞納整理担当) ・市全体の滞納整理の統括・調整 ・大口滞納者への対応等を行う。</p> <p>【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押え注意、差押え予告、差押え決定通知、差押えを実施している。</p>	<p>【担当部署】 ・税務課</p> <p>【担当業務】 ・町税の滞納整理 ・徴収猶予 ・差押処分 ・欠損処分 ・納付指導及び調査 に係る業務を分担している。 (徴収確保対策担当) 滞納処分等</p> <p>【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押予告、差押え。 課職員(9人)で毎月1.2回程度、部内職員の応援を得て年2回程度、夜間納付指導を実施している</p>	<p>【担当部署】 ・税務課</p> <p>【担当業務】 ・町税の徴収事務 ・滞納整理 ・納付指導 ・欠損処分</p> <p>【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送</p>	<p>【担当部署】 ・税務課</p> <p>【担当業務】 河芸町に同じ</p> <p>【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押え予告、差押え ・1か月に1回前後の休日・夜間納付指導、滞納整理を実施している。</p>	<p>【担当部署】 ・税務課</p> <p>【担当業務】 同左</p> <p>【納付指導】 徴収事務については、月末の夜間臨戸徴収を実施、その他納税者の要望に応じ適時徴収を実施。</p>
2 市町村税の収入整理	<p>【担当部署】 収税課 ・整理担当</p> <p>【担当業務】 ・収納及び整理 ・督促 ・前納報奨金の交付 ・過誤納金の還付及び充当 ・口座振替制度 ・納税貯蓄組合 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 電算化</p>	<p>【担当部署】 税務課管理徴収係 (徴収事務と兼務)</p> <p>【担当業務】 ・収納及び整理 ・督促 ・過誤納金の還付及び充当 ・口座振替制度 ・納税貯蓄組合 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 同左</p>	<p>【担当部署】 税務課収納係 (兼務)</p> <p>【担当業務】 ・収納 ・口座振替 ・督促 ・前納報奨金の交付等 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 電算処理している県民・固定・軽自について毎年度文書化して保存している。</p>	<p>【担当部署】 税務課収納担当</p> <p>【担当業務】 ・収入整理 ・督促発送 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 津市に同じ</p>	<p>【担当部署】 税務課収納担当</p> <p>【担当業務】 ・収納及び整理 ・督促 ・口座振替制度 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 電算化(法人村民税、村たばこ税を除く)</p>	<p>【担当部署】 税務課収納担当</p> <p>【担当業務】 ・町税の収納及び整理 ・町税の督促 ・前納報奨金の交付 ・過誤納金の還付及び充当 ・口座振替制度 に関する業務を行っている。</p> <p>【徴収簿】 津市に同じ</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1. 津市の例により調整する。(合併と同時) 2. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
【担当部署】 ・税務課 【担当業務】 同左 【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・1ヶ月3日程度の夜間納付指導を実施。	【担当部署】 税務課収納対策室 【担当業務】 同左 【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押え(町税のお支払い・最終催告書・差押え予告) ・年3回集中滞納整理の実施 ・1か月2日程度夜間納付指導の実施	【担当部署】 ・税務課 【担当業務】 同左 徴収担当は、滞納処分の総括・調整、大口滞納者への対応及び担当との連携・協力のもと滞納整理を行っている。 【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・差押え注意、差押え予告、差押え決定通知、差押え等を行っている。	【担当部署】 ・税務住民課徴収担当 【担当業務】 ・欠損処分 ・納付指導及び調査事務 ・滞納整理 【納付指導】 ・督促状発送 ・催告書発送 ・1か月1週間夜間納付指導、滞納整理を実施している。	市税の徴収については、納付指導等津市の例により調整する。 国民健康保険については、市町村における取扱が税・料と異なるため、国民健康保険事業の取扱いによる調整とする。
【担当部署】 税務課 【担当業務】 同左 【徴収簿】 同左	【担当部署】 税務課収納対策室 【担当業務】 同左 【徴収簿】 同左	【担当部署】 税務課 【担当業務】 同左 【徴収簿】 同左	【担当部署】 税務住民課徴収担当 【担当業務】 同左 【徴収簿】 同左	収納整理における徴収簿の電算システムについては、新市電算基幹システム決定後調整を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	収税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 月報管理システム (パソコンによる日計集計)	市税基幹システムのデータ形態をパソコンベースのデータに置き換え、市税収納額を日々管理している。	「財務会計システム」により日計集計を行うとともに収納額を管理している。	月末時に、収納状況(調定額、収納額、未納額、収納率)を作成している。 河芸町白書として、年度単位の統計資料を作成している。	津市に同じ	金融機関を通じ納付された村税については、出納にて日毎の収納状況を美里村財務会計システムに入力し、日計・月計の管理をおこなっている。	委託業者のシステムにより、町税収納額を日々管理している。
4 口座振替(市町村税)	口座振替制度は納期内納付に有効な手段なので、普及促進に努めている。 【方法】 MT交換による	同左 【方法】 同左	同左 【方法】 同左	同左 【方法】 同左	同左 【方法】 同左	同左 【方法】 同左
5 督促状・催告書の発付(市町村税)	【督促状】 納期限の翌月の20日に送付。 (祝休日、日・土曜日は前日) 【催告書】 3税名寄せ 年4回送付。 (1、4、6、10月) 軽自動車のみ年1回送付。 (8月)	【督促状】 納期限から19日に送付。 (祝休日、日・土曜日は前日) 【催告書】 4税の収納状況により市税収納業務員が随時作成のうえ送付。	【督促状】 津市に同じ 【催告書】 町県普徴、固定、軽自を名寄せ年3回送付。 ※町県特徴と法人町民税は、随時送付、	【督促状】 同左 【催告書】 年2回送付。 (10月、3月)	【督促状】 納期限後20日以内に作成・発送。 【催告書】 4税名寄せ 年2回送付。 (4、10月)	【督促状】 津市に同じ 【催告書】 各名寄せ年4回送付。 (4月現年度分、6月過年度分、10月現年度分、3月過年度分)
6 電算業務(収納)	業者委託	同左	同左	同左	同左	同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 津市の例により調整する。(合併と同時) 4. 現行のまま新市に引き継ぐ。 5. 津市の例により調整する。(合併と同時) 6. 津市を基本とした新たなシステムを稼働させる。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
手計算集計	安濃町に同じ	同左	三重電算のシステムを使用し、パソコンにて、データを管理している。	パソコンによる日計集計については、新市電算基幹システムの確定後、従前の各市町村のデータの変換を含め、津市のシステムに統合を図る。
同左	同左	同左	同左	口座振替については、合併後3ヶ月についての調整は必要であるが、各市町村MT交換による方法であるため現行のまま新市に引き継ぐ。
【方法】 同左	【方法】 同左	【方法】 同左	【方法】 同左	
【督促状】 同左	【督促状】 同左	【督促状】 同左	【督促状】 同左	督促状については、概ね各市町村とも同じ取扱いであるため、津市の例による調整とする。 催告書については、発送時期・回数等差異があるため、津市の例による調整とする。
【催告書】 3税名寄せ 年3回送付。 (7, 11, 3月)	【催告書】 4税名寄せ 年1回送付。 (11月)	【催告書】 4税名寄せ 年3回送付。 (3, 6, 10月)	【催告書】 村県民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の名寄せ 年1回送付。 (11月末)	国民健康保険の督促・催告については、国民健康保険事業の取扱いの調整による。
同左	同左	同左	同左	電算システムについては、新市電算基幹システム決定後調整を図る。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	収税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 督促及び滞納整理 (市町村税)	督促状は、収税課整理担当が 発送し、その後の滞納整理は、 徴収担当、滞納整理担当へと引 き継がれる。 催告書の発送後、納付のない者 は、納付指導を行っている。	督促状の発送については、税務 課管理徴収係が発送している。 滞納整理は、発送後収納状況を 見て随時実施している。	税務課に収税確保対策担当 (兼務)を置き、他の税務課職員 とともに徴収及び滞納処分事務 にあたっている。 また、課職員(9人)で毎月1.2 回程度、部内職員の応援を得て 年2回程度、夜間納付指導を実 施している。	督促状の発送については収納 担当が行っている。その後の滞 納整理については、税務課全員 で担当している	督促状の発送については、収納 担当を軸に各税担当者が作成・ 発送している。その後の滞納整 理については、税務課全員で 担当している。 催告書の発送後、納付のない者 については、滞納処分に移行し ている。	督促状の発送については、税務 課の収納担当職員が担当してい る。その後の滞納整理について は、税務課職員全員で担当して いる。 催告書の発送後、納付のない者 については、財産の差押等を執 行している。徴税対策指導員を 配置して滞納整理の強化を図 る。
8 督促手数料の徴収 (市町村税)	督促状1通につき80円徴収。 (津市税条例第21条) 督促状の形態は封書。	督促状1通につき50円徴収。 (久居市税条例第21条) 督促状の形態ははがき	督促状1通につき50円を徴収。 (河芸町税条例第21条) 督促状の形態ははがき	督促状1通につき100円徴収。 (芸濃町税条例第21条) 督促状の形態ははがき	督促状1通につき100円徴収。 (美里村税条例第21条) 督促状の形態は封書。	督促状1通につき100円徴収。 (安濃町税条例第21条) 督促状の形態は封書。
9 前納報奨金(市町 村・県民税、固定資 産税・都市計画税)	納期前納付税額(7万円を限度と する)に交付率(0.3/100)、納期 前に係る月数(1月未満の端数 は切り捨て)を乗じて得た額の報 奨金(100円未満切り捨て)を交 付。	平成13年度から廃止	納期前納付税額(15万円を限度 とする)に交付率(0.7/100)、納 期前に係る月数(1月未満の端 数は切り捨て)を乗じて得た額の 報奨金(100円未満切り捨て)を 交付。	納期前納付税額に交付率 (0.7/100)、納期前に係る月数 (1月未満の端数は切り捨て)を 乗じて得た額の報奨金(100円未 満切り捨て)を交付。	納期前納付税額(納期毎に13 万円を限度とする)に交付率 (1/100)、納期前に係る月数を 乗じて得た額の報奨金(100円未 満切り捨て)を交付。	納期前納付税額(期別毎に15 万円を限度とする)に交付率(0. 7/100)、納期前に係る月数(納 付の日の属する月は除く)を乗じ て得た額の報奨金を交付。 10円未満は交付しない。10円 以上は円まで交付(切り捨て規 定なし)。
※協議会協議項目						

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 津市の例により調整する。(合併と同時) 8. 津市の例により調整する。(合併と同時) 9.
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
督促状の発送は担当が発送。その後の滞納整理については、臨戸訪問・電話督促を執行している。	督促状の発送については、課税担当が発送している。滞納整理簿を年3回打ち出し、税務課収納対策室及び課税職員全員で滞納整理を行っている。催告書の発送後、納付のない者については、納付指導を行っている。	督促状の発送については、収税監及び徴収担当が発送している。その後の滞納整理についても収税監及び徴収担当が行っている。催告書の発送後、納付のない者については、財産の差押を執行している。	督促状の発送については、徴収担当が発送している。その後の滞納整理についても、徴収担当と、課全員体制で行っている。催告書の発送後、納付のない者については、財産の差押を前提とした預金調査を実施している。	
督促状1通につき60円徴収。(香良洲町税条例第21条) 督促状の形態ははがき。	督促状1通につき100円徴収。(一志町税条例第21条) 督促状の形態ははがき	督促状1通につき100円徴収。(白山町税条例第21条) 督促状の形態は封書	督促状1通につき100円徴収。(税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収条例第3条) 督促状の形態は封書	督促状の形態については、プライバシーへの対応を考慮し封書による通知とする。督促手数料については、当分の間津市の例により1件80円とする。ただし、新市に移行後も郵送費及び作成費を考慮しながら、適正な料金設定を検討していくこととする。
納期前納付税額(1の納期に係る税額は50万円)の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付する。	納期前納付税額に交付率(1/100)、納期前に係る月数(1月未満の端数は14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報奨金を交付。	納期前に納付した税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数は、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額(20万円を超える場合は20万円を限度)を交付。	納期前納付税額の100分の1に、納期前に係る月数(1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。)を乗じて得た額の報償金交付する。但し、その額が10円未満である場合、及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	財務部会
関係項目		分科会	収税分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 納税思想の高揚及び税務広報	<p>納税思想の高揚については、中勢納税貯蓄組合連合会主催の「税を知る週間」への協力を通じ、次代を担う児童の納税意識の高揚を図っている。</p> <p>税務広報については、市税だより折込(市税の納期一覧、口座振替制度の周知等)及び本市ホームページ等へ収納に係る制度の掲載。</p>	<p>税務広報については、記載計画に基づき広報誌へ納期限等の周知を行っているほか、納期限一覧表、口座振替勸奨チラシを納税通知に同封したり、銀行窓口へ配置するなど、啓発を行っている。</p> <p>また、納税思想の高揚については、自治会や婦人会等を構成員とする「久居市納税推進協議会」に業務委託し、同協議会を通じ、「税を知る週間」行事の企画・運営や、啓発物品の街頭配布、小中学校への租税教育図書の贈呈等を行っている。</p>	<p>広報「かわげ」、町民カレンダー、町ホームページ、納税通知書に同封するチラシ等を活用して、納税思想の高揚、納期の周知、口座振替制度の推進等を行っている。</p>	<p>毎月発行する芸濃町広報、ホームページに掲載し納税意識の高揚を図っている。</p>	<p>税務広報については、村広報紙に毎月の納期税目、納期限等を掲載。また、年間の納期月・納期限一覧表を同広報紙に年1回折り込みをし、周知を図っている。</p> <p>なお、各税担当者による税についてのお知らせ(住民税申告、固定資産税台帳縦覧、軽自動車・原付の登録変更の周知、口座振替納税制度のPR等)も随時掲載をおこなっている。</p>	<p>毎月の広報や本町ホームページの税務課欄により納税思想の高揚及び税務広報を行っている。</p> <p>町内設置の電光掲示板に表示して広報。</p> <p>税を知る週間への児童、生徒への書、作文の募集。</p>
11 市税等徴収事務連絡調整会議	<p>【市税等徴収事務連絡調整会議】</p> <p>長引く景気の低迷による市税等の収納率が年々低下していることから、徴収に関わる関係部局の垣根を越えた情報交換等連携を図り、関係部局が協力して市税等収入確保に係る対策を協議し、徴収率の向上を図る目的で連絡調整会議を設置。</p>	<p>【市税等財源確保対策委員会(庁内組織)】</p> <p>長引く景気の低迷による市税等の収納率が年々低下していることから、徴収に関わる関係部局の垣根を越えた情報交換等連携を図り、関係部局が協力して市税等収入確保に係る対策を協議し、徴収率の向上を図る。</p>	<p>【河芸町滞納整理連絡会議(庁内組織)】</p> <p>同左</p>	—	—	—
12 納税貯蓄組合関係補助金等	<p>納税貯蓄組合あり補助金等の交付なし</p>	同左	同左	<p>納税貯蓄組合なし補助金等の交付なし</p>	<p>事務取扱費を交付</p> <p>※事務取扱費を組合長へ交付している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組合世帯数30戸未満 年額 1万円 ・組合世帯数30戸以上50戸未満 年額 2万円 ・組合世帯数50戸以上 年額 3万円 	芸濃町と同じ
※協議会協議項目						
13 滞納整理経過記録	<p>滞納者整理カード(年3回)、地区別滞納者リスト(年3回)を電算出力し交渉記録を手書きしている。</p>	<p>滞納者個人の滞納記録、訪問記録等を入力し、滞納者個人の記録がすぐわかるようになっており、滞納者への対応がすぐに行えるようにしている。</p>	<p>滞納整理簿を電算処理し、交渉記録を手書きしている。</p>	<p>滞納整理簿へ訪問記録を記入し、納税者の現在の状況等を把握している。</p>	<p>滞納者個人の訪問・処理経過等を滞納整理個人カードに記録し、滞納者への対応が把握できるようにしている。</p>	<p>滞納整理票(年一回)へ交渉履歴等を手書により記録している。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10. 津市の例により調整する。(合併と同時) 11. 津市の例により調整する。(合併と同時) 12. 13. 滞納整理経過記録については、電算システム業務の検討後の調整とする。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
納税思想の高揚については、年1回開催される「税を知る週間」への協力を通じ、次代を担う児童の納税意識の高揚を図っている。又、広報にて税だよりを掲載。	毎月「今月の納税」のお知らせ文書を各自治会へ回覧、納税啓発を図る。 税務広報については、町税の納期、口座振替制度の周知等掲載。	納税思想の高揚については、各小学校への租税教室の実施により次代を担う児童の納税意識の高揚を図っている。 税務広報については、町広報による町税の納期、口座振替制度又、確定申告等の周知等記載。	納税思想の高揚については、年1回開催される中勢納税貯蓄組合主催の「税を知る週間」への協力を通じ、次代を担う児童の納税意識の高揚を図っている。 税務広報については、広報みずぎの折込により、村税の納期一覧等掲載すると共に、ケーブルテレビ「もじだす」にて毎月の納付のお知らせを放映。	啓発については、各市町村とも同様の事業を実施しており、啓発内容の均衡を図り、調整する。
—	【町税等収納対策会議(庁内組織)】 町税、水道料金、保育料等を担当する関係7課から構成する収納対策会議を平成12年に設置した。各課における収納の現状・課題・対策について協議、関係各課の連絡調整等会議を年2回程度開催している。	—	—	長期化する景気の低迷から増加傾向にある未収金に対応するため一部の市町村において、庁内徴収部門間での連携の組織化が行われており、新市に移行後新たに制度を制定する。なお、具体的には津市の例を基本とし実施する。
同左	同左	同左	同左	
滞納者リストを電算出力し、交渉記録を滞納整理記録簿に手書きしている。	滞納者の滞納整理経過・調査結果等を個票に記録・保存し、滞納整理に活用している。	電算処理はしていないが手書きによる「滞納者カード」状況、(滞納額、訪問整理内容)を把握している。	滞納記録簿を、年2回のみ打ち出している。	増加傾向にある滞納者への対応として、今後はクライアント・サーバ方式による滞納者管理を進める必要性があり、現行久居市で導入されているソフトでの対応、あるいは合併後の人口規模での対応可能なソフトの導入を含め検討を進める。